

受動喫煙対策整備貸付のご案内

受動喫煙防止のため喫煙室設置などの対策を行う 資金調達を支援します

1 融資対象者

県内で事業を営んでおり、店舗内禁煙化や喫煙室の設置など、受動喫煙防止のための対策を行おうとする方

※従業員向けの休憩室、社員寮等において、受動喫煙防止の対策を講じる場合は対象となりません。

(テレワーク・就労環境充実貸付の対象となる場合があります)

2 融資条件

融資限度額	1箇所 1,000万円
融資利率	年0.90% (固定利率)
融資期間	7年以内 (うち据置1年以内)
資金使途	受動喫煙防止措置に伴う改修等に必要設備資金
担保・保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置 (基準料率から2割軽減)を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。